

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤井川村長 馬場 希

市町村名 (市町村コード)	赤井川村 (014095)
地域名 (地域内農業集落名)	全域(赤井川地区、都地区、落合・常盤地区) (日ノ出、中央、母沢、一町内、二町内、共栄、富田、一池田、二池田、旭丘、曲川、一都、二都、落合、常盤)
地域との協議	共栄(12/14)、2池田(12/21)、母沢(12/21)、旭丘(12/26) 1池田(12/29)、曲川・1都・2都(1/5)、日ノ出(1/9)、中央(1/15) ※一町内、二町内、富田、落合、常盤は対象者が少ないため、個別意見照会を実施した。
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年2月26日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

赤井川村の農業者世帯数は約100世帯あり、その内70歳以上のみの世帯が約45%となっている。
新規就農者の受入れにより、50歳未満の農業者は微増となっているが、施設野菜が中心であるため、未利用農地の拡大が懸念されている。今後においても高齢化や後継者不足による農地の遊休化を防止するための施策を講じ、農地の有効利用を促進していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業者と合意形成を図り、担い手への農地集積を進める。水稻をはじめ農産物の収量・品質向上・省力化を推進するため、高付加価値化及び基盤整備事業、スマート農業及び有機農業の普及拡大等に取り組むことで、持続可能な農業と所得向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,076 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,015 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
赤井川村の地域は、大きく3つ(赤井川地区、都地区、落合常盤地区)の地域に分かれる。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業委員会とも連携を図りながら、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
目標地図に位置付ける農用地について、農地中間管理機構を通じた権利設定を進める。農業委員会と連携しながら、担い手及び土地所有者の意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
計画に基づき、道営土地改良事業(R4年度～R9年度)を着実に進めるとともに新たな地区における基盤整備事業の実施を検討し、農地の改良事業(暗渠排水等)を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA等関係機関・生産者組織と連携し、村内外から多様な経営体を募集する。 意欲のある新規就農者に対し、栽培技術習得や農業用機械のレンタルなどの支援を実施し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、今後はドローンを活用した共同作業・農作業委託も進むことが想定される。 農家戸数の減少を踏まえ、地域における農作業受委託組織の体制構築を検討し遊休農用地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①増加傾向にある有害鳥獣の被害防止のための資機材購入、人材育成に対する支援を継続。
- ②特別栽培や有機農業に取り組む農業者も増えてきており(耕地面積に占める割合5.1%は全国19位)環境へ配慮した作付及び高付加価値化を推進する。
- ③農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展、農業所得の向上を目指すため、ICT機械や省力化に資する機材の導入を積極的に推進する。
- ⑦高齢化・人口減少、JAの取扱い品目の減少等、土地利用型農業(畑作)の衰退による耕作放棄地の拡大が懸念されるため、保全管理に取り組む。